

八戸市公契約条例（案）の概要について

1. 条例制定の背景・経緯

近年、建設工事等における厳しい価格競争が入札価格の低下を招き、その結果、公契約（国、県、市等が発注者となる契約）に従事する労働者の労働環境の悪化や建設業における若年入職者減少等に繋がるのが全国的に懸念されている状況にあります。

このような中、国では働き方改革の推進に向けた取組等を進めておりますが、市においても、労働者の適正な労働環境の確保に向けた独自の取組について調査・研究を進めるため、有識者・労使関係団体等で構成する「八戸市公契約制度研究会議」を計6回開催し、その意見等を踏まえ、公契約を支える労働者や下請業者の適正な労働環境を確保することにより、更なる公共サービスの品質確保や地域経済の活性化を目的に、本条例の制定を目指すこととしました。

2. 内 容

目 的	入札、契約などの公契約に関する基本的な事項を定めることにより、市及び受注者の責務を明らかにするとともに、労働者の適正な労働環境の確保を図ることによって、公共サービスの品質の確保及び地域経済の活性化を図ることを目的とします。
基本方針	公契約の締結及び履行に際し、次の事項を基本とすることとします。 <ul style="list-style-type: none">・ 公平性、透明性、及び競争性の確保・ 契約内容の適正な履行及び品質の確保・ 労働者の適正な労働環境の確保・ 市内事業者の育成及び活用
責 務	基本方針を踏まえた、市及び受注者それぞれの立場での責務を定めています。（主な責務） <ul style="list-style-type: none">・ 市は、適正な予定価格や履行期間の設定など、労働者の労働環境の確保に繋がる各種施策を総合的に推進するものとします。・ 受注者は、労働基準法その他関係法令を遵守し、労働者の適正な労働環境を確保するとともに、市が実施する公契約に関する施策に協力するものとします。
労働環境等の報告等	<ul style="list-style-type: none">・ 市と予定価格一定額以上の公契約を締結した元請業者及び一次下請業者は、市に対して、労働者の労働環境に関する報告を行うこととします。・ 受注者が条例又は労働関係法令に違反している疑いがある場合、公契約に従事する労働者は、市に対してその旨を申し出ることができることとします。・ 市は、申出があった場合や条例等に違反している疑いがある場合、必要に応じて立入調査等を行うことができることとします。

3. 施行期日（予定）

令和3年4月1日